



# まちづくり・かわら版

秋涼の候、平間・東地区の土地区画整理事業の権利者の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、平間・東地区の土地区画整理事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、まちづくり・かわら版No.53でお知らせしておりましたとおり、現在、換地処分に向けた手続きを行っているところです。おかげさまで、これまで換地計画（案）の縦覧をはじめ土地区画整理審議会の開催など、概ね予定どおり進めることができました。今回は、「換地計画（案）の縦覧結果」と今後、皆様方に送付させていただく「換地処分通知」などについて、お知らせいたしますので、今後ともなにとぞよろしくお願い申し上げます。



## 今後の事業の主な流れ(予定)について

令和4年度	8月18日 ～31日 ※修正部分 9月26日～ 10月9日	<b>①換地計画(案)の縦覧</b>	← 今回のお知らせの内容(縦覧結果)です
		◎換地計画(案)を2週間縦覧しました。(※一部修正後、修正部分を再縦覧しました。) ・区画整理前後の土地の図面・町名・地番・地目・地積及び清算金について縦覧しました。	
	11月末以降	<b>②換地処分通知の送付</b>	← 今回のお知らせの内容です
		◎換地計画を長崎県知事に認可いただいた後、換地計画の内容を関係権利者(所有者、借地権者、抵当権者等)の皆様へ通知(換地処分)します。 ・換地計画の内容がお手元でも確認できるようになります。	
		<b>③換地処分・公告</b>	◎関係権利者へ換地処分通知が到達したことを確認した後、県知事に「換地処分」を行ったことを届け出ます。 ◎届出を受けた県知事が、換地処分が行われたことを公告します。 ◎換地処分の公告の日の翌日に換地計画の内容の効力が発生し、土地に関する権利と清算金が確定します。
令和4年度末 にかけて (令和5年)		<b>④登記簿・字図の書き替え</b>	※公告の日の翌日～約4か月(予定)
	◎換地処分の公告の日の翌日から、土地・建物の登記簿や字図(地図)が書き替えられます。この手続きは、市が法務局へ行きます。(※皆様に行っていただく手続きは、別途お知らせいたします。) ◎換地処分の公告の日の翌日から、土地・建物の登記の書き替えが終わるまでの間は、一般の登記に関する手続きができなくなります。		
令和5年度	※時期については、別途ご連絡いたします。	<b>⑤清算金の交付・徴収</b>	
	◎市がお支払いする(交付)清算金については、後日ご提出いただく請求書等によりお支払いいたします。市へお支払いいただく(徴収)清算金については、後日送付する納付書にて納付いただきます。		

※時期については、現時点での予定となります。今後の事業の進捗により前後する場合があります。  
※詳細な内容については、随時お知らせいたします。



## 換地計画(案)の縦覧を実施しました。

- ◎ 換地計画とは、皆様方の従前の土地の状況及び仮換地を指定させていただいていた土地の図面・町名・地番・地目・地積・清算金を記載したもので、今後の登記に備えて策定するものです。策定にあたっては、土地区画整理審議会の意見を聴取したうえで、2週間の縦覧を行いました。この縦覧では、下記のとおり92名(件)の権利者の方がご覧いただきました。また、6件の意見書をいただきましたので、土地区画整理審議会の意見を聴取し、1件について意見を採択し、換地計画(案)の修正を実施いたしております。

### 【縦覧結果】

・縦覧期間・時間 令和4年8月18日(木)～8月31日(水) 8:45～17:30  
●結果 92件縦覧、6件(1件採択、5件不採択)の意見書受領

※修正部分の縦覧 令和4年9月26日(月)～10月9日(日) 8:45～17:30  
●結果 縦覧及び意見書受領なし(対象者へは別途説明済です。)



## 長崎県知事に換地計画の認可申請を行います。

- ◎ 縦覧させていただきました換地計画(案)を、長崎県知事に認可申請いたします。  
予定としては、10月中旬に認可申請を行い、審査の後、11月～12月には認可される見込みとなっています。



## 換地処分通知を送付いたします。

- ◎ 長崎県知事から換地計画の認可を受けた後、換地計画において定められた地番や地積等関係内容を記載した「換地処分通知」を、仮換地の関係権利者(所有者、換地権者、抵当権者等)の皆様へ送付させていただきます。  
なお、保留地は土地区画整理事業により新しく造成された土地のため、換地処分通知は発行されません。



## 権利変動の届出を行ってください。

- ◎ 平間・東地区土地区画整理事業区域内の土地の権利が変動(売買や相続など)した場合や住所・氏名などに変更があった場合は、所定の様式により東長崎土地区画整理事務所へ届け出てください。  
届け出に必要な用紙は事務所に備えていますので、遠方にお住まいで来所が難しい方などは、東長崎土地区画整理事務所(Tel:095-839-5381)にご連絡をいただきますようお願いいたします。